

第3回二酸化炭素地中貯留評価検討会

議事要旨

日時 令和7年5月30日（金）14:00～16:00

場所 経済産業省別館2階240会議室及びオンライン

出席者

委員 松岡委員長、伊藤委員、徂徠委員、遠田委員、村田委員、長縄委員

オブザーバー 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

環境省水・大気環境局海洋環境課

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付

公益財団法人地球環境産業技術研究機構

議事

（1）CCS事業法に基づく特定事業者の選定に向けた技術的評価について

CCS事業法では、経済産業大臣が、貯留層が存在し又はその可能性がある区域を「特定区域」として指定することができ、当該区域における試掘の許可申請を受け付けた上で、最も適切に試掘を行うことができると認められる者（特定事業者）に対して、試掘の許可を与えることとしている。

令和7年2月に特定区域として指定された北海道苫小牧市沖の一部区域において、事業者1社より試掘の許可申請があったことから、当該申請の内容について、CCS事業法第5条第1項第1号における技術的能力に係る基準及び特定事業者の募集に係る実施要項に規定する評価の基準に基づき、本検討会において技術面からの評価を行った。

評価の結果、技術的能力に係る基準に適合していると認められたほか、実施要項に規定する評価の基準に照らし、申請者が行おうとする試掘が不適切ではないことが認められた。